

令和5年4月1日～令和6年3月31日

安全重点施策達成状況

1. 船舶の運航に対する事故をゼロにする。

- ・安全管理規程の遵守
- ・気象海象情報の早期把握、情報を共有し適切な運航の可否判断を実施する。
- ・無線電話、注意喚起信号等の使用により、本船の意志を明確に示し事故の早期回避に努める。
- ・経営トップは、運航を中止すべきと判断した場合においても尚運航が継続されている場合、理由が適切ではないと判断したときは、運航中止を命令する。

2. 機関故障、設備故障による事故をゼロにする。

- ・船長は、毎日出港前に、発航前検査簿を使用して検査実施する。但し運航の合間にあっても船長が必要と判断した場合は、乗組員に指示し点検を実施する。
- ・発航前検査を確実に実施し、細かな不具合も情報共有し安全運航を確保する。
- ・運航管理者、又は、運航管理補助者は、定期的に検査簿を確認する。

3. 旅客の乗下船及び船内での事故発生をゼロにする。

- ・船長又は乗組員は、船内において法令及び旅客の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図り事故防止に努める。
- ・船長は、乗組員に対して旅客区域その他必要と認める区域を巡視させ事故が発生しないよう注意喚起する。
- ・乗組員は、積極的に旅客に声がけをして注意喚起を呼びかけ、必要な情報を提供する。

4. 安全の維持向上

- ・テロ対策を強化し、ターミナル放送、船内掲示・放送等により注意喚起する。また、積極的に声がけし、未然防止につなげる。
- ・その他、日常の気づきに関しては、乗組員陸上職員、皆で共有し改善に努めるよう努力する。

達成状況（令和6年4月）

- 1、3については達成しました。2、については、一件故障により航行に支障をきたした事例が有りました。4、についてはこれからも恒常的に練度を上げていく必要があります。